

浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例（令和8年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条に規定する浦安市こども・青少年プラザの開館時間)

第2条 条例第3条に規定する浦安市こども・青少年プラザの開館時間は、午前9時から午後8時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(条例第3条に規定する浦安市こども・青少年プラザの休館日)

第3条 条例第3条に規定する浦安市こども・青少年プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の休館日であっても、市長が特に必要と認めた場合は、浦安市こども・青少年プラザの全部又は一部を開館することができる。

(専用使用の承認の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により、浦安市こども・青少年プラザの施設を専用で使用しようとする者は、浦安市こども・青少年プラザ専用使用承認申請書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(専用使用の承認等の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を浦安市こども・青少年プラザ専用使用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(専用使用の取消しの届出)

第6条 条例第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者は、使用の取消しをしようとするときは、浦安市こども・青少年プラザ専用使用取消届（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(使用者の義務)

第7条 浦安市こども・青少年プラザを使用する者は、市長の指示に従わなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、浦安市こども・青少年プラザの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条）

浦安市こども・青少年プラザ専用使用承認申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所又は所在地

氏名又は名称

電 話 番 号

浦安市こども・青少年プラザの施設を専用使用したいので、浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

使用目的	
使用室名	
使用日時	
使用人数	
使用備品	
備 考	

第 2 号様式（第 5 条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市こども・青少年プラザ専用使用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市こども・青少年プラザの施設の専用使用について、浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
使 用 室 名	
使 用 日 時	
使 用 人 数	
使 用 備 品	
備 考	
不 承 認 の 理 由	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条）

浦安市こども・青少年プラザ専用使用取消届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所又は所在地

氏名又は名称

電 話 番 号

浦安市こども・青少年プラザの施設の専用使用を取り消したいので、浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

使 用 室 名	
使 用 日 時	
備 考	